



製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～製造業者等とは～

当センターに寄せられる製造物責任（PL）法関連の問い合わせで最も相談数が多いのは、自社が製造物責任を問われる対象に該当するか否かの問い合わせです。

PL法で”製造業者等“がどのように定義されているか見てみましょう。第2条は「定義」になっていて、その第3項に、“製造物等”とは何ぞや、が記載されています。

3. この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

- 一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）
- 二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者
- 三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

一に「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」とあります。製造、加工はわかりますが、輸入した者も製造業者に含まれるとは意外です。当センターにも商社等の輸入業者から、

「ある製品（または原材料）を海外のメーカーから輸入して国内の製造業者に販売しているのだが、扱っている製品（または原材料）に欠陥があって、販売先で事故が発生した場合、弊社は製造物責任を問われることがあるのか？」

といった問い合わせが多く寄せられます。

そう決められているとは言え、輸入業者は製造、加工には関与しておらず、扱っている製造物は海外の事業者が製造、加工したものです。なぜなのか釈然としませんよね。実はちゃんと理由があるので。

①輸入業者は、製品欠陥の創出に直接関与するものではありませんが、欠陥による製品事故で損害が発生した場合、その製品を国内の市場に供給することにより国内に当該危険物を持ち込んだとみなすことができます。

②輸入業者に製造物責任を認めないと、損害を被った消費者が直接、海外の製造業者に責任追及することになるが、海外の製造業者を相手に交渉をしたり、裁判を起こしたりすることは現実的に困難であり消費者保護が図れなくなる。

③輸入業者に製造物責任を認めても、輸入の際の契約で海外の製造業者や販売業者に対する求償権を確保しておけば、輸入業者自身が最終的な損害賠償の負担者にはならない。

理由を知れば「なるほど」と納得できますよね。

③はPL対策としても重要になってきます。求償権が確保されていれば、海外の製造業者に100%責任がある場合は全額求償できます。しかし、輸入業者の保管上の不備が関与した場合などは、欠陥を生じさせた責任割合に応じた分しか求償できません。そこで、きちんとした製品管理体制を整備することが必要です。また、そもそも欠陥製品を国内で販売することがないように十分な検査体制を確立しておくことも大事になってきます。さらに、海外の製造業者の支払い能力を確保するために、海外の事業者にはPL保険に加入させておくことも必要でしょう。

二は「表示製造業者」と呼ばれているものです。条文を読んでもピンとこないと思いますので、具体的な例で説明したいと思います。

OEM (Original Equipment Manufacturing) と呼ばれる製造形態があります。日本語では「相手先ブランド製造」と訳されています。OEMで実際に製造を行う事業者は発注元企業から製品の製造を受託し、指定の仕様や数量で生産、納品します。製造委託した事業者は製品の供給を受け、自社のブランドや製品名、型番などで販売する、というものです。実際に製造を行う製造業者をOEM元、OEM元に製造委託し製品の供給を受ける事業者をOEM先といいます。このOEM先に当たる事業者が正に「表示製造業者」に該当します。

発注元が大手スーパーなどの小売業などの場合は「プライベートブランド」(PB)とも呼ばれますが、この場合も、実際の製造業者名を出さずに大手スーパー名または大手スーパーのブランドとして販売されており、大手スーパーが「表示製造業者」に該当します。

100円ショップで売られている製品の中にも、100円ショップの名前またはブランドで売られている製品があり、これらは企画から発注を100円ショップが行い、中小の事業者には製造を委託して供給を受けています。このような場合も100円ショップは「表示製造業者」に該当します。

大手スーパーや100円ショップなどの販売業者は一般的には製造物責任を負うことはありませんが、「表示製造業者」に該当する場合には製造物責任が生じますので注意を要します。

また、これらのケースでは、実際の製造業者と表示製造業者の両者に製造物責任が発生します。

消費者は、その表示されている会社名やブランド名を見て、製品の品質や安全性を信頼し、これを購入します。このため、表示製造業者は実際の製造業者と同様の責任を負うとされているのです。

三は「実質的製造業者」と呼ばれているものです。

具体的な製造、販売の形態等により個別的に判断されるもので分かり難いのですが、製品に「総販売元」、「販売者」として氏名を表示した場合に、諸般の事情から判断して、製品の設計・製造に係わっていると認められる表示であれば「実質的製造業者」に該当するとされています。

また、医薬品で「製造元A製薬、販売元B製薬」とう表示をした場合、B製薬は製造を行っておらず販売元ですが、同じ製薬会社であることから消費者が製造元と誤認する危険があり、このような場合B製薬は「実質的製造業者」に該当するとされます。

事業者から見れば、自社に製造物責任が及ぶ可能性があるか否かを知っておくことは大事なことです。“転ばぬ先の杖”として、製品事故防止に努めると共に、PL対策を講じておく必要があるでしょう。